

一般社団法人公立大学協会の会員大学を設置する公立大学法人のための
役員賠償責任保険団体制度に係る企画提案募集について

次のとおり、公募型プロポーザルを執行します。

令和元年8月7日

一般社団法人公立大学協会
常務理事 中田 晃

1 趣旨

地方独立行政法人法(平成二十九年六月九日交付(平成二十九年法律第五十四号)改正(施行日:令和二年四月一日))により、地方独立行政法人の役員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、当該地方独立行政法人に対し、当該役員行為によって生じた損害を賠償する責任を負うことが明文化された

本協会の会員大学のうち 82 大学は、公立大学法人のもとに設置されており、本業務は、上述法改正を前提として、公立大学法人のための、より合理的かつ効果的な役員賠償責任保険の団体制度の創設を検討するにあたり、引受保険会社団を選定するため企画提案を募集するものである

2 業務の概要

(1) 件名

一般社団法人公立大学協会の会員大学を設置する公立大学法人のための役員賠償責任保険団体制度の引受業務 一式

(2) 業務内容

一般社団法人公立大学協会の会員大学のための役員賠償責任保険団体制度の主幹事・非幹事保険会社としての引受業務

(3) 履行期間 決定日から令和3年3月 31 日まで(1年間)

ただし、下記①から④を確認し、特に問題がない場合、令和7年度契約までは本件の契約相手と更新するものとする

- ①更新時保険料が不当に高くないこと
- ②事故処理が円滑に行われていること
- ③事故防止活動への協力が充分に行われていること
- ④保険会社の経営状況等の変化により、契約を更新することが本協会会員大学及び被保険者の不利益となるおそれがないこと

3 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本協会の参加資格審査において、その資格を認められた者は、企画提案に参加することができる

- (1) 会員大学の設立者における競争入札参加停止措置要綱等に基づく参加停止措置を受けていないこと
- (2) 会員大学の設立者における暴力団等排除措置要綱等に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (3) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条により、損害保険会社として内閣総理大臣の免許を受けた者であること
- (4) 過去5か年の事業年度において、国立大学法人、その他の独立行政法人または大学を設置する学校法人のいずれかにおける役員賠償責任保険契約の引受業務の実績を有すること
- (5) 市町村民税、固定資産税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (6) この公告の日から選定業者決定の日までの期間において、次のアからウのいずれにも該当しない者であること
 - ア 会員大学を設置する公立大学法人の入札参加停止要綱等に基づく参加停止の措置を受けている者又は同要綱等に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 会員大学を設置する公立大学法人の設立者における入札参加停止要綱等に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱等に掲げる措置要件に該当すると認められる者
 - ウ 公立大学法人の設立者における暴力団等排除措置要綱等に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱等に掲げる措置要件に該当すると認められる者
- (7) その他、本企画提案募集に定める事項を満たすこと

4 企画提案参加申込

この企画提案に参加を希望する者は次の書類を提出すること

(1) 参加申込書(様式1により提出のこと)

(添付書類)

- ① 損害保険会社として内閣総理大臣の認可を受けていることが確認できる書類の写し
- ② 契約実績証明書
- ③ 使用印鑑届(別紙の本協会所定様式)
- ④ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書(発行後3か月以内)
- ⑤ 消費税及び地方消費税の納税証明書(発行後3か月以内)
- ⑥ 市町村民税並びに固定資産税の納税証明書(発行後3か月以内)

(2) 企画提案書(参加資格を認められた者)

次の各事項について、企画提案書を作成の上、提出すること

なお、様式は自由(②③を除く)とするが、用紙のサイズは A4判・片面印刷、言語は日本語とし、各項目1～2枚程度とします。(表紙、目次を作成のこと)

(記載事項)

- ① 会社概要(平成31年4月1日現在で記入のこと)
 - ア 商号
 - イ 設立年月日

ウ 資本金

エ 損害保険会社免許 法人番号

オ 本社、支社及び事業所の名称及び所在地

カ 保険財務力格付け(スタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社による)

② 役員賠償責任保険引受実績(様式2により提出のこと)

過去5か年の下記法人・団体の役員賠償責任保険の引受実績(各年度の保険料を記載のこと)

ア 国立大学法人

イ その他の独立行政法人

ウ 大学を設置している学校法人

③ 見積書(様式3により提出のこと)

別添仕様書に基づく保険料見積額(サンプル大学の保険料内訳を記載のこと)に、適用約款、特約条項等の一切

④ 「提案書」

次の「その1」から「その5」の全てのテーマについて記入のこと

(その1)

- ・テーマ「**一般社団法人公立大学協会の会員大学を設置する公立大学法人のための役員賠償責任保険団体制度の安定性について**」

会員大学を設置する公立大学法人のための役員賠償責任保険団体制度は、会員大学の利益のため保険料が低額であることが求められるが、頻繁な保険会社や契約条件の変更は会員大学にとって不利な影響を伴う可能性が高く、役員賠償責任保険により補償されるリスクから考慮しても中長期的に効率的かつ安定性高い引受けが求められる

この効率性と安定性について、会員大学を設置する公立大学法人の役員賠償責任保険団体制度の保険契約にかかる課題・リスク、対応策を提案すること

(その2)

- ・テーマ「**一般社団法人公立大学協会の会員大学を設置する公立大学法人のための役員賠償責任保険団体制度の担保内容について**」

公的な高等教育機関のリスクを補償する際に必要な特約や留意点、あるいは補償の在り方等について説明すること(仕様書に記載特約であるか否かにかかわらず)

(その3)

- ・テーマ「**一般社団法人公立大学協会の会員大学を設置する公立大学法人のための役員賠償責任保険の創設スケジュールについて**」

令和2年4月1日より保険契約が開始できるスケジュールと制度募集案内の協力等について提案すること(補償開始及び保険料支払いまでとし、費用の有無についても言及すること)

(その4)

- ・テーマ「**役員賠償責任保険団体制度の査定サービス体制について**」

万一事故発生時に備え、会員大学のために提供できる査定サービス体制及び内容について提案すること(費用の有無についても言及のこと)

(その5)

- ・テーマ「一般社団法人公立大学協会の会員大学を設置する公立大学法人や本協会に対するこれまでの実績や今後行いたいサービスについて」

これまでの実績や会員大学・本協会のために実行したい事項を説明すること(費用の有無についても言及のこと)

(3)参加申込書等の交付

- ① 期間 公開日から令和元年8月23日(金)までの本協会の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(昼休み時間は除く)
- ② 場所 「13 担当/保険仲立人」から交付、あるいは一般社団法人公立大学協会ホームページ <http://www.kodaikyo.org/>に掲載

5 提出手続き

(1)参加申込書(「4(1)」添付書類含む)

- ① 提出部数 1部
- ② 提出期間 公開日から令和元年8月23日(金)までの保険仲立人の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(昼休み時間は除く)
- ③ 提出場所 「13 保険仲立人」へ提出するものとする
- ④ 提出方法 持参により提出すること。郵送による場合には上記期限まで必着のこと

(2)見積書(「4(2)」参加資格を認められた者)

- ① 提出部数 1部
- ② 提出期間 公開日から令和元年9月9日(月)までの保険仲立人の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(昼休み時間は除く)
- ③ 提出場所 「13 保険仲立人」へ提出するものとする
- ④ 提出方法 持参により提出すること。郵送による場合には上記期限まで必着のこと

(3)約款、特約条項等の一切

- ① 提出部数 3部
- ② 提出期間 公開日から令和元年8月23日(金)までの保険仲立人の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(昼休み時間は除く)
- ③ 提出場所 「13 保険仲立人」へ提出するものとする
- ④ 提出方法 適用箇所にラインマーカーと付箋の両方で明示を漏れなく行い、持参により提出すること。郵送による場合には上記期限まで必着のこと

(4)企画提案書(「4(2)」参加資格を認められた者)

- ① 提出部数 6部
- ② 提出期間 令和元年9月5日(木)から令和元年9月9日(月)までの保険仲立人の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(昼休み時間は除く)
- ③ 提出場所 「13 保険仲立人」へ提出するものとする
- ④ 提出方法 持参により提出すること。郵送による場合には上記期限まで必着のこと

6 参加資格の審査及び通知

- (1)参加申込書類により参加資格を審査し、その結果を令和元年8月29日(木)付けで通知する

(2)参加資格を認めなかった申込者には、その理由を付して通知する

7 参加資格を認められなかった申込者に対する理由の説明

(1)参加資格を認められなかった申込者はその理由について説明を求めることができる

(2)上記(1)の説明を求める場合には、令和元年8月30日(金)午後5時までに書面を持参して提出しなければならない

(3)提出先については「13 保険仲立人」へ提出するものとする

(4)説明を求められたときは、令和元年9月2日(月)付けで書面にて回答する

8 質問の受付及び回答

(1)本件に関して質問がある場合は「質問書」(様式4)により、提案書に係る質問は令和元年8月28日(水)午後5時まで、提案書に係る事項以外の質問は令和元年8月20日(火)午後5時までに「13 保険仲立人」へ、FAX 又は E-Mail で提出を行うこと

(2)質問があった場合の回答は、提案書に係る回答は令和元年9月2日(月)まで、提案書に係る事項以外の回答は令和元年8月22日(木)までに参加申込書に記載の担当者あてに回答する

9 企画提案辞退の受付

(1)提出書類 企画提案参加辞退届(様式5)

(2)期間 令和元年9月9日(月)までの保険仲立人の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(昼休み時間は除く)

(3)方法 持参による。郵送による場合には上記期限まで必着のこと

(4)場所 「13 保険仲立人」へ提出するものとする

10 選定方法

本件の選定は「一般社団法人公立大学協会と役員賠償責任保険団体制度にかかる保険会社選定委員会」が行う

選定にあたっては、提出された書類の内容を審査し、下記の評価項目について評価を行い、優れた提案者を共同保険会社として選定し、最も優れた提案者から順に以下の役割と分担割合とする

(評価項目)

(1)会社概要(10点)

(2)保険料(90点)

(3)保険制度の安定性(60点)

(4)補償内容(50点)

(5)スケジュールと保険制度募集案内協力(50点)

(6)査定サービス体制(50点)

(7)情報サービス(30点)

(8)費用(集金事務費を含む)(30点)

(9)会員大学や本協会に対するこれまでの実績や今後行いたいサービス(20点)

(共同保険について)

共同引受けに係る責任分担額(配分)は次のとおりとする

最高得点者(幹事会社)＝70%、次位の提案者は10%とし、最大4社の共同保険とする
ただし、次位の提案者が3社に満たない場合には、非幹事会社でシェアするものとする
また共同引受方式によりがたい特別な事由がある場合はこれを妨げない

11 選定結果通知

- (1) 日時 令和元年9月20日(金)まで
- (2) 方法 提案者全員に書面で通知する

12 その他

- (1) この提案に関するすべてにおいて役員賠償責任保険を対象とする
- (2) この提案に要する経費については、提案者の負担とする
- (3) 提出された書類は本法人に帰属するものとし、返却しない。なお、これらの書類は、無断で、本件引受保険会社選定の目的以外に使用しない
- (4) 提出された書類は、選定作業に必要な範囲内において、複製を行うことがある
- (5) 提案者は提案後、不知、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない
- (6) 個人情報保護法、著作権法等の関連法令を遵守すること
- (7) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合は、失格となる
- (8) 選定した企画提案者に対して、当該業務にかかる決定を行う
- (9) 選定した企画提案者が本件参加資格要件を満たさなくなったときは、決定を行わないものとする
- (10) 決定後、当該業務の履行期間中に企画提案者が本件参加資格要件を満たさなくなったときは、決定の撤回を行うことがある
- (11) 本協会は、本件契約のため保険仲立人を指名しており、本件契約は保険仲立人扱いとする

13 担当/保険仲立人

担当:

一般社団法人公立大学協会 事務局 担当 鳥山・糸山
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎の門三井ビル B106
(電話) 03-3501-3336
(FAX) 03-3501-3337
(E-Mail) jimukodaikyo.org

保険仲立人:

共立インシュアランス・ブローカーズ株式会社
企業営業本部 公務営業室 担当 宮守・吉田
〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-2-16 共立日本橋ビル4階
(電話) 03-5962-3092
(FAX) 03-3548-0571
(E-Mail) yasuo.miyamori@kibj.co.jp